

茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務に係る業者選定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和7年4月1日より利用する「茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム」(以下「本システム」という。)の調達に係る事業者の選定を、公募型プロポーザル(企画提案書)方式により実施するために必要な事項を定めるものとする。

(プロポーザル提出者に要求される資格要件)

第2条 プロポーザルを提出することができる者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に掲載されている者(ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること)
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 本システムと同種又は類似のシステムを構築及び運用した経験を有する者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)のISMS適合性評価制度におけるISMS認証又はプライバシーマーク制度におけるプライバシーマークの認定を受けていること。

(公募文書の作成等)

第3条 生活衛生課長（以下「課長」という。）は、本システムのプロポーザルの公募に関する公告（以下「公募公告」という。）を茨城県電子調達システムにおける入札情報サービスに掲載して公表するものとする。

(説明書の作成等)

第4条 課長は、本システムのプロポーザルの公募に関する説明書（以下「説明書」という。）、契約書の案及び仕様書その他公募に必要な文書を作成するものとする。

2 説明書、契約書の案及び仕様書その他の公募に必要な文書は、生活衛生課で交付または茨城県ホームページから入手するものとする。

3 説明書の交付期間及び交付場所は、公募文書において明らかにするものとする。

(プロポーザルの提出等)

第5条 プロポーザルへの参加表明は、参加表明書（様式1）に機密保持誓約書（様式1-1）を添えて提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式2）を提出するものとする。

3 プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限、質疑方法等は、公募公告において明らかにするものとする。

(プロポーザルの審査)

第6条 課長は、評価委員会を開催し、提出されたプロポーザルの審査を行うものとする。

2 評価委員会は、別に定める評価基準に基づき、公平かつ客観的に審査を行い、最適業者（優先交渉権者）を選定するものとする。

(優先交渉権者等の通知)

第7条 課長は、プロポーザルの審査結果について、優先交渉権者及び次点交渉権者に審査結果通知書（様式6-1）により、選定されなかった者に対して不採用通知書（様式6-2）をそれぞれ送付するものとする。

(通知に伴う説明及び回答)

第8条 第7条に基づく通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により、課長に対して、通知内容についての説明を求められるものとする。

2 課長は、前項の規定により説明を求められることができる期間の最終日の翌日から起算して原則として5日以内に、当該説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。

る。

(補則)

第9条 提出された書類は返却しない。また、提出者に無断で他の目的に使用しない。

付 則

この要領は、令和6年2月9日から施行する。